

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40% 未満	30～35% 未満	25～30% 未満	20～25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	香川県三豊市	区分	単独・直営+委託
キーワード	機能分担、審議会、協議会、地域ケア会議		

三豊市における機能分担型中核機関の取組

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	65,658人
面 積	222.7km ²
高齢化率	35.1%
地域包括支援センター	2か所
日常生活自立支援事業利用者数	34人
障害者相談支援事業所	1か所
療育手帳所持者数	209人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	24人

(2018年度末時点、利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
107人	57人	45人	5人	0人

(2019年10月24日末時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	16件	13件	5件	12件
内 高 齢 者	13件	8件	4件	9件
内 障 害 者	3件	5件	1件	3件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
0人	0人	0人	0人

(2018年度末時点)

3. 事例のポイント

○新たなセンターを立ち上げるのではなく、三豊市に既に存在する地域包括支援センターと市社協、そして香川県の特徴である「かがわ後見ネットワーク」の事務局として、専門職との連携に強みを有する香川県社協の三者で、機能分担型の中核機関を整備。

○目指す姿を捉えた上で、「中核機関の設置←市計画の策定←審議会の設置←条例の制定」と取組を逆算し、スケジュール設定をして整備に着手。

○地域課題を話し合い、把握することを目的とした「協議会＝地域ケア推進会議」と、その課題解決策の検討を含めた、市計画に基づく取組状況の点検・評価を行う「審議会」を別々に定め、目的意識を明確にしたうえで、効果的に運営を進めている。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談、 相談受付の工夫
調整	他制度との連携
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援
連携	協議会、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
平成29年10月	三豊市 審議会設置準備会内規制定
平成30年1月	第1回審議会設置準備会 Point 1
平成30年5月	第2回審議会設置準備会
平成30年8月	市議会に条例制定の議案提出
平成30年10月	原案可決（条例制定）
平成30年11月	条例に基づき、第1回審議会の開催。以後、市計画の検討。 Point 2
平成31年1月	市計画パブリックコメント実施
平成31年4月	市計画策定（中核機関・協議会の位置付け）



POINT

Point 1

三豊市は、権利擁護センター等がなかったため、まずは関係者で話し合うところから始める必要がありました。その中で、しっかり市町村計画を立てて、中核機関の形をつくっていきこうと、関係者の認識が一致していきました。

Point 2

準備会では、医師会、三士会、社協、行政、家裁といったコアメンバーによる構成でしたが、審議会では、高齢・障害関係者、民生委員、人権擁護委員、学識も加わり、多角的な検討を行うことのできる構成となりました。

体制整備は、何から始めるのかではなく、何をを目指すのかから考えてみる

成年後見制度利用促進の体制整備にあたって、中核機関を先に立ち上げたらいいのか、協議会が先なのか、計画が先なのかといった疑問を耳にします。

三豊市ではあらかじめ逆算して考え、取組を進めていったとのこと。成年後見制度を利用してる人からの声として、「やってみただうまくいかない」、「専門職とうまくいかなかった」、「こんなはずじゃなかった」といった不具合を元々把握していました。同じ頃、国基本計画が示されたタイミングも重なり、担当者としては「中核機関」を利用して、この現場の不具合を解消しようと考えたとのこと。

そこで、三豊市では「中核機関」を設置するためには、考え方を示す「市計画」が必要。「市計画」を策定するためには、検討を行う「審議会」が必要。「審議会」を設置するためには、設置根拠となる「条例」がいる。では、まず「条例」を作るために、関係者からなる「審議会準備会」を作ろう。」といった流れを最初から逆算で組み、体制整備を進めました。

担当者の感覚としても、審議会まで作ってしまえば、あとは実際に回りだすとのこと。やってみて、うまくいってない部分を、それはまた審議会に戻して、話をどんどん回していったらいいと感じられるとのこと。

三豊市のように、市町村ごとに状況が異なる中で、こういった状態を最終的に目指して、そのために何をどう始めるのかという考え方が大切です。



Ⅲ. 三豊市における体制の特徴について

1. 直営・地域包括支援センターを中核機関のベースにした発想の転換

既にある権利擁護センターに委託や、市町村社協を少しイメージしながら考えるとといった市町村もある中、三豊市では直営の地域包括支援センターを中核機関整備の切り口にしています。

三豊市の場合、権利擁護センターが既存せず、センターを新設するとなると、ついでには回る話として、人とお金の課題があります。そして、行き詰まり、進まなくなることが多々あります。

そこで、三豊市では発想を転換し、人やお金をできるだけかけずに、あるものでどれだけ効果が得られるかという視点で検討を進めることにしたのです。

このような視点のもと、国の基本計画を確認しながら、「広報機能」「相談機能」等の業務をリス

トアップした上で、「これは直営で実施している地域包括支援センターで担うことができる」、「これは難しい」といった整理を行いました。

加えて、こうした内部的な整理だけにとどまらず、審議会を通じて、外部からも意見を収集し、考え方の強化も図っていきました。

また、検討の当初段階から障害セクションである福祉課と一緒に進めていたため、首長申立が生じた際の連携を含め、高齢者施策である地域包括支援センターが障害者も関連する中核機関のベースとなるという考え方に違和感を持つことはありませんでした。

2. 香川県の体制の活用と市社協との連携による機能分担型中核機関

ただし、三豊市では、地域包括支援センターで中核機関のすべての役割を担うことは難しいとも考えていました。特に、利用促進機能や後見人支援機能の中には、地域包括支援センターだけではそこまではできないこともあると感じていたとのことでした。

そこで、三豊市の中核機関として必要な取組を整理したリストでは、かがわ後見ネットワークの事務局として専門職との連携に長けた香川県社協と、今後、法人後見から市民後見人への移行も見据えて市社協についても、各々が担うことのできる役割を位置付けていきました。

さらに、三豊市から香川県社協に、この構想を持ちかけた時には、元々それぞれが持っている機能を、今後どうしていくのかという視点でお互い

が見ていたこともあり、香川県社協が構想していた「支える中核」とも初めからイメージが擦り合っていたとのことでした。（「支える中核」についてはP.273を参照）

その後、市計画の検討を進めていた審議会において、香川県社協から「支える中核」の説明してもらい、幾度かの検討を経て、関係者で機能分担による整備の合意、共通認識を持つことができました。

図表 中核機関の機能分担

	中核機関		
	包括（直営）	社協（委託）	広域（委託）
機能等	チーム体制調整（地域ケア会議） 市長申立て 受任者調整（マッチング） 任意後見に関する相談	親族後見人、市民後見人等に関する日常的な相談、支援 日常生活自立支援事業からの移行	受任者調整 市民後見人の養成 専門的な相談・支援
（共通）周知・啓発、制度に関する相談、専門職との連携、家裁との連携			

（出典：三豊市成年後見制度利用促進基本計画）

具体的な機能分担の状況は図表のとおりです。
実施スキームは変わらないものの、専門職派遣の
仕組みは、三豊市から香川県社協への委託に切り
替え、三豊市の事業としての位置づけとし、中核
機関の分担状況を明らかにしています。

3. 「審議会」と「協議会」の役割

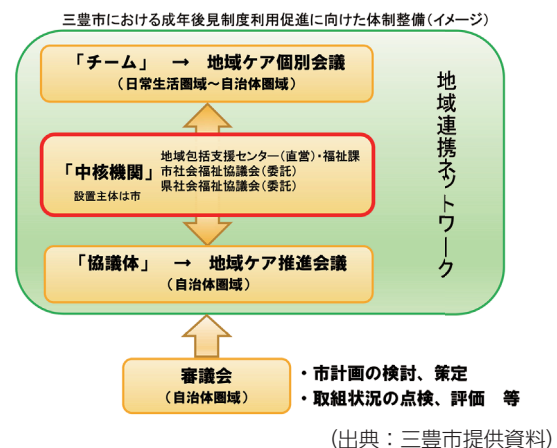
三豊市では、条例に基づく「審議会」と、地域
ケア推進会議を充てた「協議会」を設置していま
す。これらは敢えて別々に設置を進めました。
「審議会」では市計画の検討・策定や、取組状況
の点検・評価を行うため、非常に専門的な議論
にならざるを得なく、地域課題を話し合うことを目
的とした「協議会」と分けることで、その役割や
目的を明確にしています。

最近の「協議会」では、身元保証の話題が挙げ
られました。施設に入るときに、成年後見制度が、
やはり役に立つという意見もありました。一方で、
地域の中での困り事、自分たちの困り事を話して
いる中で、「身元引受人がいなくて絶対駄目だ」
とか、「成年後見人がいても駄目だ」とか言われ
ることもあるという、様々な情報を共有する場と
なっています。

また、権利擁護の相談はいつどういった時に入
るか確定しないものであるため、たらい回しにせ
ず、来たところどこでも受け止められる状態に
もしています。

このように、三豊市では、地域ケア会議の枠組
みを使いないが、個別の困り事の共有化・見え
る化、地域課題の把握を「協議会」で行い、具体
的な対応策をどうするかとか、今後の市の方針に
ついては、「審議会」でしっかり議論していく体
制を整えています。

図表 三豊市における体制整備のイメージ



担当者より

中核機関をつくることのメリットは絶対あるので、悩んでてもしょうがない。ないほうが困ると思います。

担当したら、1人で抱え込まないで、助けてもらえる人が増えるのが中核機関です。

このメリットの大きさを考えてやってもらったらいいのかなと思います。



■参考URL 連絡先

三豊市健康福祉部介護保険課内
三豊市地域包括支援センター
TEL：0875-73-3017